

平成30年度第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 ＜ 次 第 ＞

日時：平成30年9月26日（水）9:30～17:00

場所：別海町役場「301号会議室」

住所：野付郡別海町別海常盤町280

電話：0153-75-2111

◎集合 9:30（別海町役場1階ロビー）

～以下各時間帯は、前後することがありますので、ご了承ください。～

1 現地調査（午前）9:40～12:40

草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備事業）新酪中春別地区（公社営計画策定）

草地畜産基盤整備事業（道営草地整備事業）川北地区（道営計画策定）

農地耕作条件改善事業 大成53線地区（団体営計画）

農地耕作条件改善事業 大成55線地区（ // ）

2 昼食 12:40～13:40（※（別海町役場「301号会議室」にてお弁当））

3 現地調査（午後）13:40～14:35

通作条件整備（一般農道[一般型]） 上風連北地区（道営計画策定）

4 意見交換及び情報収集 14:45～16:45

1) 開 会

2) 挨拶

3) 座長選出

4) 意見交換等 15:00～

① 環境情報協議会の設立経緯について

② 田園環境整備マスタープランについて

・田園環境整備マスタープランの概要について

・各関係町の田園環境整備マスタープランについて

③ H29環境情報協議会開催結果における経過報告

④ 計画策定地区の説明及び意見交換等

（対象地区）

・草地畜産基盤整備事業（道営草地整備事業） 川北地区（道営計画策定）

・通作条件整備（一般農道[一般型]） 上風連北地区（道営計画策定）

（休憩）

・農地耕作条件改善事業 大成53線地区（団体営計画）

・農地耕作条件改善事業 大成55線地区（団体営計画）

・草地畜産基盤整備事業（畜産担い手総合整備事業）新酪中春別地区（計画策定）

※各地区概要説明・意見交換 10～15分程度

5) その他 16:45～

6) 閉 会 17:00

平成30年度第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会 出席者名簿

日時 平成30年9月26日(水)

場所 別海町役場「301号会議室」

所 属	役 職	氏 名	現地調査	情報交換等	備 考
環境情報協議会	委 員	ムネオカ トシミ 宗 岡 寿 美	◎	◎	
//	//	トヤマ マサヒロ 外 山 雅 大	◎	◎	
//	//	タカヤマ ケサオ 高 山 今 朝 男	◎	◎	
//	//	ナリタ アキヨシ 成 田 暁 美	◎	◎	
//	//	フジクラ リオ 藤 倉 紀 夫	◎	◎	
別海町産業振興部農政課	主 事	マルヤマ コウヘイ 丸 山 孝 平	○	◎	現地は新酪中春別のみ
別海町建設水道部事業課	主 査	フハラ ヒロシ 福 原 仁 史	○	◎	現地は別海上風連北のみ
//	主 事	シマノ ユキキ 嶋 野 裕 基	○	◎	現地は別海上風連北のみ
//	主 査	サタケ カズヒト 佐 竹 和 仁	○	◎	現地は大成53・55線のみ
//	技 師	マツモト タカヤ 松 本 卓 也	○	◎	現地は大成53・55線のみ
標津町農林課	係 長	ササキ タカシ 佐 々 木 勉	○	◎	現地は川北のみ
中春別農業協同組合 営農部営農振興課	係 長	アマノ タカヤ 天 野 拓 弥	○		現地は新酪中春別のみ
標津町農業協同組合営農部企画振興課	課 長	カズハシ ヒロシ 敷 原 栄 二	○	◎	現地は川北のみ
//	主 任	シマザキ コウタロウ 島 崎 甲 太 郎	○	◎	現地は川北のみ
根室振興局 産業振興部 地域産業担当	部 長	シモホリ トオル 下 堀 亨	◎	◎	
// 産業振興部 農務課	主 査 (生産振興)	クラグチ トモヒロ 藏 口 友 宏	◎	◎	
// 産業振興部 農村振興課	課 長	ミツヤマ タカヒロ 三 ツ 山 孝 浩	◎	◎	
// // //	主 幹 (基盤整備)	モモイ ケンジ 桃 井 謙 爾	◎	◎	
// // //	地 域 計 画 係 長	カサリ ケフミ 香 取 岳 文	◎	◎	
// // //	主 査 (農村振興)	ヤマシナ アキラ 山 科 彰 則	◎	◎	
// // //	主 査 (地域計画)	セキヤ リアキ 関 谷 利 徳 光	◎	◎	事務局
			21		

(名)

環境情報協議会の設立経緯について

田園環境整備マスタープランの概要について

環境情報協議会の設立経緯について

1.1.8 環境との調和に配慮した整備

自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等の農村の持つ多面的機能に対する期待が高まっていることを受けて、食料・農業・農村基本法の基本理念に多面的機能の発揮が掲げられているとともに、農業生産の基盤整備に当たっては環境に配慮することが明記された。(※1)

また、平成13年度に改正された土地改良法では、土地改良事業の施行に当たり、環境と調和に配慮することが明確に位置付けられた。(※2) さらに、平成13年10月に策定した「土地改良長期計画」では、「自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造」を政策目標に掲げられた。

北海道においても、北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)、北海道農業・農村振興条例(平成9年北海道条例第10号)を制定し、環境の保全や創造に関する施策を総合的・計画的に推進しており、「環境を保全し心やすらぐ田園空間の創造」を取組の基本方針とした「北海道農業・農村ビジョン21」を平成16年3月に策定した。さらに、農業農村整備事業を実施する際の指針については、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などを明らかにすることを目的に、「北海道農業農村整備環境配慮指針」(平成17年3月)が策定されている。

また、農林水産省において「環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱」(平成14年2月14日付け農振第2512号。以下「環境要綱」という。)及び「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について」(平成14年3月1日付け13農振第2784号)が定められ、事業の実施にあたって「環境との調和に配慮すること」が位置付けられるとともに、これらを踏まえて「田園環境整備マスタープラン」の策定や「環境報協議会」の設置に関しても明確に位置付けられた。

※1 食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)

(多面的機能の発揮)

第3条 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

(農業生産の基盤の整備)

第24条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。

※2 土地改良法(昭和24年法律第195号)

(目的及び原則)

第1条 この法律は、農用地の改良、開発、保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めて、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もつて農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。

(1) 北海道農業農村整備環境配慮指針（平成17年3月策定）

農業農村整備事業の実施にあたっては、これまでも環境との調和への配慮に努めてきたところだが、今後、これらの取組を一層推進していくため、環境配慮の基本的な考え方や具体的な配慮事項などが定められた。

この北海道農業農村整備環境配慮指針は、北海道の豊かな自然環境が将来にわたって保全されるよう北海道環境基本条例の趣旨を踏まえた内容となっている。

1) 基本方針

- ① 人と自然が共生する農村社会の実現を図るため、野生生物の種の保存や多様性の確保など生態系の保全に配慮する。
- ② 「うるおい」や「やすらぎ」など農業・農村が有する多面的な機能の増進に配慮する。
- ③ 営農を通じて形づくられてきた北海道ならではの雄大で美しい農村景観の保全に配慮する。

2) 事業実施にあたっての配慮事項

- ① 生態系の保全への配慮
農地及びその周辺の水辺や隣地には多様な動植物が生息しており、こうした動植物の生息環境の保全や移動ルート確保のための工法選択の配慮。
ア 河川や湖沼、湿地など多様な水辺環境の保全
イ 森林、防風林、河畔林などの多様な動植物の生息環境の保全
ウ 野生動物の移動路（コリドー）の確保
エ 野生生物の生息に適した多孔質でより自然に近い工法の選択
- ② 農業・農村が有する多面的機能の増進への配慮
農業・農村の有する「うるおい」や「やすらぎ」など多面的な機能の増進を図るため、身近なみどりや水辺の保全に配慮。
ア 農業用水利施設などの親水機能の維持・増進
イ 農地法面緑化や防風林などの保全
ウ 水質の保全や汚濁防止を図る工法の採用
- ③ 農村景観の保全への配慮
開拓以来の地域の歴史や文化との関わりの中で育まれてきた北海道ならではの美しい農村景観の保全に努めるとともに、必要に応じて緑化などを推進
ア 周辺の景観と調和したデザイン工法の採用
イ 遠景、中景、近景などの異なる視点からの景観への配慮
ウ 農地や農道などの法面緑化による修景
エ 防風林や屋敷林などの保全

3) 計画段階での取組

環境への配慮は画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

- ① 計画段階で把握する事項
事業計画の策定にあたっては、計画対象地域及び周辺地域が有する自然環境等について充分把握しておくこと。
ア 河川、湖沼、湿地、水路などの水辺環境
イ 植物の種類と分布状況、野生動物の生息状況

- ウ 史跡や文化財の有無
- エ 景観の保全に関する事項
- オ 国・道立公園等の指定状況

② 農業者等の意見の把握

農村環境は、営農と密接に関連しながら形成されてきたことから、環境への配慮の具体的な取組に当たっては、長年そこに暮らし農地や水路等の管理を行ってきた農業者や地域住民等の知識や意向の把握に努め、事業計画への的確に反映していく。

③ 有識者等の意見

地域が有する農村環境の特性を適切に把握するためには、有識者等の客観的な視点からの評価が有効であることから、この活用に努める。

④ 費用負担者との調整

環境に配慮した事業を進めるに当たっては、整備費用の増加を伴う場合が多いことから、環境配慮の内容や増加費用の負担などについて、関係者間での合意形成が必要である。環境への配慮は、画一的なものとして設定するのではなく、それぞれの地域の特性に応じて対応すること。

4) 実施段階での取組

① 実施計画

- ア 設計に先立ち、工事の内容や実施時期、工事費負担のあり方、維持管理方法等について、受益者、市町村、土地改良区等と十分な打合せを行うこと。
- イ 設計にあたって、地域が有する農村環境の特性を踏まえながら、事業目的の達成と環境配慮との調整、耐久性や経済性なども考慮した適切な内容とする。
- ウ 施工業者に設計の意図を正確に伝えるため、通常的设计図書に加え、必要に応じて完成予想図や施工要領図などを作成すること。

② 工事施工

- ア 施工業者から提出される施工計画書に基づき、設計内容との相違の有無、工程設定や施工方法の妥当性などについて確認するとともに、適切な施工管理が行われるよう指導すること。
- イ 仮設物の設置に当たっては、周辺に及ぼす影響について現地確認を行い、影響が予想される場合は、回避等の適切な措置を求めること。
- ウ 施工時期の変更などが生じた場合にあっては、改めて環境への影響の有無について確認すること。

(2) 環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き

平成13年の土地改良法改正により、環境との調和への配慮が事業実施の原則として位置付けられたことを受け、農業農村整備事業が自然と共生する環境創造型事業へ転換を図るため、さまざまな仕組みや支援が整備されている。

その一環として、国や地方公共団体等で実際に農業農村整備事業に携わる者を対象に、環境に係る調査、計画策定と設計に当たり、その内容が環境との調和に適切に配慮されたものとなるよう、基本的な考え方や留意事項等が平成14年2月に「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の手引き」として、食料・農業・農村政策審議会農村振興分科会農業農村整備部会技術小委員会において取りまとめられ

ている。

そのほか、「生きものにぎわいある農村を目指して」などのパンフレットも取りまとめられており、その中で、農業農村整備事業における環境との調和への配慮は、下記のミティゲーション5原則（環境配慮の5原則）に基づき行うことなどが記されている。

- ① 回避（avoidance）
行為の全体又は一部を実行しないことにより、影響を回避すること。
- ② 最小化（minimization）
行為の実施の程度又は規模を制限することにより、影響を最小とすること。
- ③ 修正（rectification）
影響を受けた環境そのものを修復、復興又は回復することにより、影響を修正すること。
- ④ 影響の軽減／除去（reduction/elimination）
行為期間中、環境を保護及び維持することにより、時間を経て生じる影響を軽減又は除去すること。
- ⑤ 代償（compensation）
代償の資源又は環境を置換又は供給することにより、影響を代償すること。

（3） その他

1） 田園環境整備マスタープラン

（ 省 略 - ）

2） 環境情報協議会

平成13年度の土地改良法の改正により、これ以降の農業農村整備事業については地域合意のもと市町村が策定する農村地域の環境保全に関する基本計画である「田園環境整備マスタープラン」を踏まえて実施することとなっている。

これを受けて、農林水産省から「環境情報協議会の設置について」（平成14年3月1土日付け13農振第2820号）が通知され、「環境との調和への配慮」について客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るため、調査・計画の段階で環境に関する意見交換及び情報収集を行う「環境情報協議会」を設置することとなった。

環境情報協議会では、事業実施主体として考えている事業種類ごとの配慮項目や配慮内容について、専門家・地域住民の代表者などから「事業計画が田園環境整備マスタープランに沿っているか、良好な農村環境の形成ができるか、最新工法や事例の紹介」などについて意見交換・助言・情報収集を行い、これらの意見を反映させつつ対象地域における環境配慮内容を決定すること。

実施時期及び協議会の委員選定については、各振興局で設置している「道営農業農村整備事業環境情報協議会設置要領」等で定められており、実施時期はおおむね計画樹立年度の調査開始時期と調査取りまとめ決定時期の2回程度であり、協議会の委員については原則5名で、環境に関する専門家2名程度、地域住民代表2名程度、農業関係者1名程度を選考する。

検討項目としては、「北海道農業農村整備環境配慮指針」等を参考に、地域に適した配慮を検討すること。

田園環境整備マスタープランの概要について

1) 田園環境整備マスタープラン

土地改良法改正の趣旨を踏まえ、平成14年度以降、農業農村整備事業等は「田園環境整備マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）が策定されている地域で「この内容を踏まえて実施する」ということが、環境要綱において位置付けられている。

これを受けて、「田園環境整備マスタープランの作成等に関する要領の制定について」（平成14年2月14日付け13農振第2513号）の中で、マスタープランの作成方法等が定められている。

マスタープランは、地域自らが個々の地域の特性を踏まえ、将来の地域のあり方を検討して作成する。特に「環境創造区域」では農業農村整備事業の実施にあたり、自然と共生する環境を積極的に創造する区域として設定するとともに、新たな環境に係る情報等がある場合は、その内容を踏まえてマスタープランを見直すこととしている。

<項目等>

① 現況調査

- ア 地域調査(地勢、地域特性等)
- イ 自然環境(気象、動植物、景観等)
- ウ 社会環境(地域指定、土地利用、歴史、文化等)

② 田園環境の現状と課題の把握

市町村が、地域の自然環境等に関する現状と課題を把握。

③ 環境配慮の目標と整備の基本方針の作成

住民や有識者の参加により配慮の対象とする環境要素を選定し、配慮目標を設定するとともに、整備の基本方針を作成。

④ 全体整備構想の作成

環境保全目標・基本方針から、農地等区域において、「環境創造区域（自然と共生する環境を創造するための施設等を重点的に整備する区域）」と「環境配慮区域」

を指定する。環境創造区域は、環境創造区域として指定する区域であり、環境配慮区域は、環境配慮区域として指定する区域である。

各関係町の田園環境整備マスタープランについて

別海町

標津町

平成30年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

別海町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町を代表する風蓮湖や茨散沼、西別川等の自然環境、これらの周辺に動植物の生息 ・特に、タンチョウ、シマフクロウ、クマゲラ、オジロワシ等の天然記念物が生息する恵まれた自然環境 ・別海町では、風蓮湖や茨散沼など町内の優れた景勝地を「別海十景」として指定 ・町立小野沼公園（別海十景）は、内陸部の貴重な水とみどりの空間に位置づけ ・魚類は、イトウやイワナ、オショロコマ等が生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道営草地整備事業や畜産基盤再編総合整備事業により生産基盤整備等を実施 ・国営環境保全型かんがい排水事業により水質浄化をはじめとする多面的機能を有する農業用排水施設を整備する等環境保全型農業を推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町立小野沼公園は自然環境教育の場として利用 ・ヤチカンバ群落地等の文化財が多数分布
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流入で環境悪化が懸念されるので、小野沼等を含めた自然環境の保全が必要 ・農業用排水路から流れ出る水質の悪化が著しく、沼の水質悪化が懸念 ・草地造成による湿地の減少、排水路、農道などの整備による湿地の乾燥化が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・酪農家の規模拡大に伴う家畜糞尿処理対策が必要 ・防風林は基盤整備に伴う伐採により減少傾向 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭雑排水の処理など生活環境基盤整備の遅れにより河川環境への影響が懸念 ・空き缶やゴミの投棄防止を促す看板の設置、環境美化への理解と協力が必要
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した農道、農業用排水施設、護岸の整備が必要 ・水路整備は、動植物の生息空間として環境に配慮した素材（多孔質）など工法の検討 ・野生生物の移動経路を確保する等ビオトープをつなぐコリドーとして機能に配慮 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道、農業用排水路の整備の際には、既存の並木、防風保安林の保全の検討 ・堆肥舎、尿溜、堆肥盤等の家畜排せつ物処理施設の整備を行い、良質な堆肥及び尿の効率的な農地還元による資源循環と、土づくりの推進などにより持続的農業を展開 ・排水路とあわせて遊水池、土砂緩止林、排水調整池など付帯施設を一体的に整備し、環境負荷物質の流出防止による水質浄化の推進 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の推進、合併処理浄化槽の普及と維持管理による生活環境の整備 ・住宅周辺の花壇の整備による景観配慮に対する意識の向上や、自然環境教育の一層の普及の推進

平成30年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会（第1回）

標津町の環境に対する考え方（田園環境整備マスタープランより）

<p>農村環境の現状</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本町の歴史・文化の形成は、自然環境が豊かな標津川及びその水系 ・本町にあるポー川史跡自然公園には、ガンコウラン、ワタスゲ、コケモモ等の湿地植物が広く分布 ・主な鳥類では、アカゲラ、クマゲラ、カケスなどが生息 ・昆虫は、エゾシロチョウ、ミヤマカラスアゲハ等のチョウ類が生息 ・魚類は、イトウやイワナ、オシヨロコマなどが生息 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の農業機械の有効利用により経営コストの削減を推進 ・家畜ふん尿の適正な処理と利活用を励行 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業と漁業は本町の2大産業に位置付け ・河畔などに植林を実施して水質保全に取り組み
<p>農村環境の課題</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草地散布された家畜ふん尿や土砂流出などによる水質悪化が懸念 ・これが起因する漁業等周辺環境への影響が懸念 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜ふん尿処理の利活用に伴う河川等への流出が懸念 ・環境に優しい効率的な生産基盤の環境づくりの推進 ・資源循環型酪農の確立 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産活動、一般家庭から排出される産業廃棄物等の資源化 ・酪農への理解を促す交流の促進
<p>環境保全の基本的考え方</p>	<p>①自然環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標津川とその周辺河川の保全を図るため、河畔林などの植林を実施 <p>②生産環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防風林・河畔林・残置林の連鎖の維持、河畔林の造成・整備 ・家畜ふん尿処理施設の整備による適正処理と利活用の実施 <p>③社会・生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型酪農の確立による快適な農村環境づくりの創出 ・家庭や産業から排出される廃棄物を地域内で消費する地域内循環型産業の構築

H29環境情報協議会開催結果における
経過報告並びにH30対応等について

平成 29 年度の検討案件に係る経過報告

1 検討案件

昨年度の環境情報協議会における検討案件は次のとおり。

- 河川保護流域巾（河畔林）に係る水平距離及び傾斜を考慮した距離の確保への配慮
- 草地造成の代替地に係る場所・樹種・配置・維持管理への配慮、並びに具体的事例の報告
- 草地造成の事業取込に向けた地域の専門家との情報交換による希少動物への配慮

2 取組経緯

1) 河川保護流域巾への配慮

- 平成 30 年度計画樹立地区の初回要望聞き取り（平成 29 年 11 月）及び要望最終確認（平成 30 年 6 月）に際して農家向け配付資料を作成
- 配付資料には事業要望上の留意事項を記載しており、草地造成に係る留意事項として次の内容を記載
 - ✓ 一定の条件を満たしている場合を除いて河畔林を伐採しての草地造成は不可
 - ✓ 上記以外の要望のうち現地確認等が必要な場合は聴き取り後に現地調査等を行い、来年度に改めて要望の可否を回答
- 配付資料は配付するだけでなく、聞き取りの前段で説明することにより河川保護流域巾への配慮に係る農家の意識付けを促進

2) 代替地への配慮と具体的事例

- 昨年度に試行的に運用した「道営草地整備事業聴取り票」（草地造成）を大幅に改善し、次の各様式を作成して平成 30 年度計画樹立地区の聞き取りに活用

様式名	様式番号	内 容
草地造成聞き取り表	別紙－1	要望内容・理由等を聞き取りにより箇所ごとに作成
草地造成確認表	別紙－2	航空写真や現地調査による結果、専門家意見、事業化の可否等を箇所ごとに作成
草地造成現地状況図	別紙－3	航空写真により造成要望範囲から流下河川までの距離や勾配を表示
草地造成の状況と対応方針取りまとめ一覧	別紙－4	別紙－1～3の内容を一覧表として整理

- 聞き取りした内容を整理するだけでなく、現地調査等も踏まえた事業化の可否や植林の代替地に係る情報も整理することが可能

3) 専門家との情報交換による希少動物への配慮

- 草地造成の事業化の可否を判断するに当たって、環境の専門家として本協議会の委員でもある外山委員（根室市学芸員）と次のとおり現地調査を実施

- ✓ 日 ち：平成 30 年 5 月 31 日
- ✓ 出 席 者：外山委員、根室振興局農村振興課、標津町農林課、J A 標津、東邦コンサルタント（業務受託者）
- ✓ 調査結果：調査を行った 7ヶ所のうち 2ヶ所は条件付き又は制限付きでの対応が必要と判断

- 現地調査では情報交換等もすることができ、草地造成の要望に対して希少動物に配慮することが可能

3 結果報告

1) 河川保護流域巾への配慮

- 農家向け配付資料の周知徹底、現地調査に基づく事業化の可否の判断により、川北地区では河川保護流域巾での草地造成は該当がなく、河川保護流域巾に係る水平距離及び傾斜を考慮した距離の確保を達成

2) 代替地への配慮と具体的事例

- 別紙－1～4により聞き取り表や確認表、図面等を作成することで、草地造成の事業化の可否に係る検討経緯や植林の代替地情報等の一元的な整理を達成

3) 専門家との情報交換による希少動物への配慮

- 草地造成要望箇所に係る環境の専門家との現地調査や情報交換を踏まえて、事業化が不可と判断された箇所を事業対象外とすることで希少動物への配慮を達成

4 今後に向けて

- 平成 30 年度計画樹立地区と同様に、農家向け配付資料による留意事項の周知徹底、草地造成要望に係る別紙－1～4の作成、草地造成要望箇所の専門家との現地調査・情報交換により、今後も河川保護流域巾や希少動物等に配慮する取組を推進
- 来年度以降の直近年の計画樹立は平成 32 年度の予定（平成 31 年度に初回要望聞き取り予定）となっているが、今後も地元関係団体と十分に連携してこれらの取組を推進

① 草地畜産基盤整備事業（道営草地整備事業）

【 川北地区 】

地区番号	1
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業（草地整備型（道営草地整備事業））				
地区名	川北（かわきた）	関係市町村名		標津町	
予定期間	平成31～35年度		受益戸数	26	
受益面積 （ha）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（山林・雑種地）
	353.8			349.0	4.8

事業目的

本地区は標津町の中央部に位置し、標津町農業協同組合管轄の川北酪農協議会のエリアで構成されている。地区内では広大な土地資源と冷涼な気象条件の下で草地利用型の有畜農業が発達し、草地開発の推進と機械整備の高度化等を経て大規模酪農経営が展開され、国内の畜産物供給基地として重要な位置を占めるに至っており、コントラクターの利用促進やTMRセンターの設立による粗飼料生産の効率化など、草地の生産性を向上させるための様々な取組が行われている。

しかしながら、地区内の一部の草地は雑草の繁茂による牧草収量及び飼料栄養価の減少のほか、経年変化に伴う不陸に起因する低位部の過湿被害や効率的な農作業の支障など、粗飼料の生産拡大が阻まれている状況にある。

このため、本事業によって総合的な草地基盤整備を行い、高品質な粗飼料生産の増大による飼料自給率の向上と作業効率の向上による生産コストの低減を図り、地域農業を支える担い手農家の育成を図ることを目的とする。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
草地整備改良	起伏修正Ⅰ（耕起＋牧草播種）A=348.7 ha	211,000
	排根線除去（除去した排根線の均し＋牧草播種）A=0.3 ha	1,000
草地造成改良	草地造成Ⅰ（伐根＋耕起＋牧草播種）A=3.9 ha	8,000
	草地造成Ⅱ（伐根＋勾配修正＋牧草播種）A=0.7 ha	4,000
	排根線除去（過去の草地造成時に堆積し、風化が進んだ木の根等の除去）A=0.2 ha	1,000
諸経費	測量試験費	55,000
総事業費		280,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・河川からの距離が近い草地造成の要望は事業の対象としない。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の草地造成要望箇所は環境の専門家と現地調査を行い、野生動物への配慮等が必要な場合は事業の対象としない。 ・造成により樹木の伐採を行う場合は、現況と同等以上の機能を有する林帯を代替地に確保する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

◆草地造成の要望に係る対応について

- ・農家の整備要望聞き取り時において、造成を要望する場合は要望理由や要望範囲等を「草地造成聞き取り表」により確認している。
- ・その上で自然環境面からの施工の可否、可とする場合の検討事項等を環境の専門家と現地で打合せし、打合せ結果を要望農家に説明して施工が可能で了解が得られた場合に事業の対象としている。

◆野鳥や野生動物に対する配慮について

計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索するとともに、該当するほ場の施工の可否を検討する。

② 通作条件整備（一般農道整備 [一般型]）

【 上風連北地区 】

地区番号	2
------	---

事業概要

事業名	農地整備事業（通作条件整備（一般農道整備（一般型）））				
地区名	上風連北（かみふうれんきた）	関係市町村名	別海町		
予定期間	平成31～35年度		受益戸数	3	
受益面積 （ ha ）	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他（山林・雑種地）
	211.9			211.9	

事業目的

計画路線は3戸の受益農家の通作及び農産物輸送や生活道路として利用されているが、砂利道のため降雨時や融雪時には泥濘化して円滑な通行に支障を来しているほか、牧草の砂塵被害が発生しており、維持管理にも苦慮している状況にある。
 このため、計画路線の改良・舗装によって通作及び農産物輸送の効率性向上、砂塵被害の解消、維持管理に係る労力・経費の軽減を図り、関連事業と一体的に整備を行うことで安定的な大規模酪農経営の確立を図ることを目的とする。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費（千円）
道路工	L=2,196m、W=4.0（6.0）、アスファルト舗装	501,600
諸経費	測量試験費、用地費、補償費	78,400
総事業費		580,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域・環境配慮区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・函渠の整備に当たっては放流時期や遡上時期を避けるとともに、濁水流出防止対策を講じる。 ◆鳥類の営巣や野生動物等に対する配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・周辺樹林帯などにおける希少生物の生息状況を確認する。 ・森林の周辺を工事する場合は野鳥の営巣時期を避ける。 ・函渠の整備に当たって樹木の伐採が必要な場合は、最小限の伐採に留めて周辺環境に配慮する。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型作業機械を使用する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

- ◆道路整備自体の自然環境に与える影響について
 本路線はほぼ現況の道路敷地内に収まる見込みで、樹木の伐採もごく一部となるため、現況の砂利道がアスファルト舗装になること自体の自然環境に与える影響は軽微だと考えられる。
- ◆函渠の整備について
 道路の整備に伴う河川横断部分（二級河川風蓮川水系第5風連川・第6川〔いずれも町管理〕）の改修に当たっては、周辺樹木の伐採を最小限にするとともに、濁水流出防止対策を講じ、函渠周辺の護岸にはフトン箆を採用することにより生物の生息環境の保全に配慮する。
- ◆野鳥や野生動物に対する配慮について
 計画段階で環境省釧路自然環境事務所、NPO法人タンチョウ保護研究グループ、北海道森林管理局アドバイザーと協議を行い、希少生物が生息している可能性が高い場合、影響を極力抑制する方法を模索する。

③ 農地耕作条件改善事業

【 大成53線地区 】

平成30年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	3
------	---

事業概要

事業名	農地耕作条件改善事業				
地区名	大成53線		関係市町村名	別海町	
予定期間	平成31～33年度		受益戸数	3	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	84			84	

事業目的

本地区は、広大な土地基盤を活用した草地型大規模酪農地帯にあり、受益農家は酪農専業農家である。本路線は受益農家の通作経路であるうえ集乳車両が通年走行する集乳経路でもあり、営農上には不可欠な路線である。
 本路線は、降雨や融雪時の泥土化および大型車両の通行による不陸や路盤の損傷により農畜産物の搬出入に支障となっていることから、当該路線を砂利道から舗装にすることで交通の安定および物流の高速化により営農の効率化と農家営業の安定化を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
道路工	改良舗装工事 L=932m	112,700
諸経費	測量試験費、用地費	29,300
総事業費		142,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装を行い交通を円滑にすることで通作、集乳車両の排ガス減少を図る。 ・舗装により車両走行時の土煙の飛散を予防する。 ・現在の線形を極力変えないことで草地の用地買収を最小限に抑える。 ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する施工をおこなう。

環境情報協議会に報告すべき事項など

本地区は用地買収を行う見込みがあります。用地買収は草地に掛かる見込みがあり、調査設計時には可能な限り用地買収を最小限に抑える方法を道路の形や現況を確認しながら検討していきます。

④ 農地耕作条件改善事業

【 大成55線地区 】

平成30年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	4
------	---

事業概要

事業名	農地耕作条件改善事業				
地区名	大成55線地区	関係市町村名	別海町		
予定期間	平成31～33年度		受益戸数	3	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	67	5		62	

事業目的

本地区は、広大な土地基盤を活用した草地型大規模酪農地帯にあり、受益農家は酪農専業農家及びそば農家である。本路線は受益農家の通作経路であるうえ集乳車両が通年走行する集乳経路でもあり、営農上には不可欠な路線である。
 本路線は、降雨や融雪時の泥土化および大型車両の通行による不陸や路盤の損傷により農畜産物の搬出入に支障となっていることから、当該路線を砂利道から舗装にすることで交通の安定および物流の高速化により営農の効率化と農家営業の安定化を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
道路工	改良舗装工事 L=630m	80,800
諸経費	測量試験費、用地費	21,200
総事業費		102,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・舗装を行い交通を円滑にすることで通作、集乳車両の排ガス減少を図る。 ・舗装により車両走行時の土煙の飛散を予防する。 ・現在の線形を極力変えないことで草地の用地買収を最小限に抑える。 ・低騒音、低振動、排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する施工をおこなう。

環境情報協議会に報告すべき事項など

本地区は用地買収を行う見込みがあります。用地買収は草地に掛かる見込みがあり、調査設計時には可能な限り用地買収を最小限に抑える方法を道路の形や現況を確認しながら検討していきます。

⑤ 草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備事業)

【 新酪中春別地区 】

平成30年度 根室振興局農業農村整備事業環境情報協議会資料（第1回）

地区番号	5
------	---

事業概要

事業名	草地畜産基盤整備事業(畜産担い手総合整備型)再編整備事業				
地区名	新酪中春別		関係市町村名	別海町	
予定期間	平成31年度～平成34年度		受益戸数	45戸	
受益面積 (ha)	全体	普通畑	飼料畑	牧草畑	その他(雑種地)
	926			925	1

事業目的

別海町は広大な土地資源と冷涼な気候のもと、昭和30年代の根釧パイロットファーム建設事業、昭和48年～57年の新酪農村建設事業などにより大規模な酪農専業経営を展開し、現在に至っては、日本有数の生乳生産基地として我が国の食料の安定供給に大きな役割を担っている。一方、近年における円安や穀物相場の高騰が酪農経営を圧迫していることに加え、担い手の高齢化、後継者不足、さらにはWTO農業交渉をはじめ、EPA・FTA・TPPなどの国際貿易交渉の進展による地域経済への影響が懸念されるなど様々な課題に直面している。こうしたことから、本町の豊富な土地資源を活かした草地型酪農を推進し、本事業の導入による飼料基盤及び利用施設の整備等を通じ、生産コストの低減を図るとともに国際化の進展に対応したより安全で高品質な生乳を低コストで安定的に生産する体制を構築することで、国際競争に耐えうる強い体質を持った酪農経営の確立を図る。

主要工事計画

工種区分	工事内容	工事費(千円)
草地整備	起伏修正Ⅰ 925.0ha	388,900
草地造成	草地造成Ⅰ 1.0ha	880
飼料調整貯蔵施設	バンカーサイロ 2基	38,200
家畜排せつ物処理施設	堆肥舎 1棟	61,200
諸経費	測量設計費	92,820
総事業費		582,000

田園環境整備マスタープランとの関係

本地区が位置する環境区域の区分	環境創造区域
田園環境整備マスタープランに基づく本地区における環境配慮の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の草地整備により堆肥の効率的な農地還元を可能にし、循環型酪農の推進に配慮する。 ・河川環境の保全のため、除草剤の散布は行わない。 ・低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用により周辺環境に配慮する。

環境情報協議会に報告すべき事項など

・タンチョウやシマフクロウ等の野生生物について、有識者等と打合せを行い営巣地等を確認し、必要に応じて施工時期などの調整を行う。